

## ハガキによる詐欺被害を防止 (第十弾)

依然として“はがき”による詐欺の手口が続いています。  
ある日突然、皆さんのお宅にも送られてくるかもしれません。

これは実際に送られてきた架空請求のはがきです。

### 訴状通知書(民事)

対象者記号(A) 1158号

本通知書は当該企業より提出されました訴訟手続きに関しまして裁判所での受理がなされた事をお知らせする最終通告書と致します。

#### 【内容の旨】

1. 当該企業は被告に対し契約不履行及び契約金の不払いを申し立て

対応により財産の差押え執行を要求する。

2. 裁判における費用、損失は被告に加算請求を求める。
3. 本通知をもって最終通告とする。
4. 反論に関しては異議申し立て手続きを求める。

上記事項が当該企業様より貴方様への要求となっておりますが当センターでは中立的立場にて穏便な解決に向けましてご相談を受け付けております。(内容に関する御問合せはプライバシー保護の観点からご本人様のみと致します。)

ご連絡がない場合に関しましては原告の要求内容の判決が下されます。判決後は速やかに執行官立会いの下財産の差押え等が執行される恐れがありますので必ず異議がある場合はご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立最終期日】本通知到着後3日以内

東京消費者センタートラブル相談係

東京都墨田区吾妻橋 総合庁舎3階

相談窓口(午前10時00分～午後5時)03-6709-XXXXXXXXXX

(受付開始直後はお電話が込み合いますので時間を空けておかけ下さい)

### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(ま)203

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。  
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年5月30日


民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目XXXXXXXXXX

消費者相談窓口 03-XXXXXXXXXX

受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)

裏面では、先月、智頭警察署管内で、同様のはがきが届いた際の詐欺被害防止の状況について紹介します。

- ① 消費料金に関する訴訟最終通知等と書かれたはがきが自宅に2通届いた。
- ② はがきには、  
「未払いの料金が…」、「民事訴訟として訴状が…」、「連絡なき場合、差し押さえを…」「裁判所からの呼出状が…」  
等と心当たりがないものの、あたかも本当に裁判が行われ、財産を差し押さえられるのかと不安に…
- ③ はがきに、「取り下げ最終期日」として差し迫った日付が指定され、相談窓口として「民間訴訟告知センター」、「民間訴訟管理センター」等の電話番号が記載されていた。
- ④ はがきを受け取った方は、全く身に覚えはないが、不安になり記載されていた相談窓口に電話をした。
- ⑤ すると、弁護士を名乗る男から、  
未払いの消費料金があるので、1万円を支払ってください。  
訴訟になれば弁護士の費用が必要になるし、東京にも出てくる必要があります。  
東京までは遠いので、私が代わりに対応して、取り下げ証明などの関係書類を作成します。  
まずは、コンビニでプリペイドカードを購入して下さい。  
購入して家に帰ったら、03-●●●●-●●●●に電話をして、私の名前を言って下さい。  
と言われた。
- ⑥ 何のお金が未払いだったのかを尋ねるも、「明日になれば答えられるが今は言えない」と言われ、さらに不安に…
- ⑦ 急いでコンビニへ行き、店員に、プリペイドカードはどこにあるのか聞いたものの、どのカードのことなのか分からない。  
 **ここが分かれ目！！**
- ⑧ 不審に思った店員が「何に使われますか？」と声をかけてくれたので、正直に「支払いのはがきが家に届いた」と事情を話した。
- ⑨ 店員は、“詐欺かもしれない”と思い、「警察に連絡してもいいですか？」と確認して、すぐに警察へ連絡した。



**といったコンビニ店員さんの声掛けによる詐欺被害の未然防止がなされました。**



### みなさんの大切な財産を守るためにも

- ① 身に覚えのない話は信じない！
- ② 絶対に相手方に電話をしない！
- ③ まずは相談！

相談先は、家族、消費者センター等の関係機関、警察、どこでも構いません！  
急かされても、一歩立ち止まって考えることが大切です。

**智頭警察署 0858-75-0110**

**警察総合相談電話 #9110**

